



相続税の申告書 第5表の付表

配偶者の税額軽減額の計算書（付表）

被相続人

E01

この表は、被相続人から相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受ける贈与を含みます。）により財産を取得した者（以下「納税義務者」といいます。）のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合に記入します。

第5表各欄の金額の計算

納税義務者のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合には、次の表により計算した金額を第5表に転記します。

(1) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に規定する「相続税の総額」及び「課税価格の合計額」の計算（単位：円）

① 第1表の「各人の合計」の④の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「(各人の合計)」の④の金額〕		② 第1表の「各人の合計」の⑤の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「(各人の合計)」の⑤の金額〕		③ (①+②) の金額		④ 第1表の「各人の合計」の(①+②)の金額のうち配偶者が隠蔽又は仮装した財産の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「(各人の合計)」の(①+②)の金額〕		⑤ 第1表の「各人の合計」の③の金額のうち配偶者が仮装した債務及び葬式費用の金額	
G01		G02		G03		G04		G05	
⑥ (④+⑤)の金額と第1表の「各人の合計」の④の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑦ 第1表の「各人の合計」の⑤の金額のうち配偶者が隠蔽又は仮装した財産の金額		⑧ (⑥+⑦) の金額		⑨ (③-⑧)の金額 (1,000円未満切捨て)		⑩ ⑨の金額に相当する相続税の総額	
G06		G07		G08		G09	, 000	G10	

- (注) 1 ⑨欄の金額を第5表の⑨又は⑬欄に転記します。また、⑩欄の金額を第5表の⑦又は⑪欄に転記します。
2 ⑩欄の金額は、⑨欄の金額を課税価格の合計額とみなして計算した場合の相続税の総額を記載します。
なお、⑩欄の金額については、第2表を別途作成して算出してください。

(2) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号イに規定する「課税価格の合計額」の計算（単位：円）

⑪ 第1表の配偶者の①の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額		⑫ 第1表の配偶者の③の金額のうち納税義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額		⑬ (⑪+⑫)の金額と第1表の配偶者の④の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑭ 第1表の配偶者の⑤の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額		⑮ (⑬+⑭)の金額		⑯ (③-⑮)の金額 (1,000円未満切捨て)	
G11		G12		G13		G14		G15		G16	, 000

(注) ⑯欄の金額を第5表の「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の「(第1表の④の金額)」欄又は「(第3表の④の金額)」欄に転記します。

(3) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号ロの「配偶者に係る相続税の課税価格」の計算（単位：円）

⑰ 第11表 2 の配偶者の①の金額(分割財産の金額)		分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額				⑲ (⑰－⑲)の金額 (赤字のときは0)		㉑ 第1表の配偶者の⑤の金額(純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額)			
		⑱ 第1表の配偶者の③の金額(債務及び葬式費用の金額)		⑳ 第11表 2 の配偶者の②の金額(未分割財産の金額)						㉒ (⑱－⑲)の金額 (⑲の金額が⑱の金額より大きいときは0)	
G17		G18		G19		G20		G21		G22	
㉓ ⑰の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額		㉔ ⑱の金額のうち納税義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額		㉕ (㉓＋㉔)の金額と㉒の金額のうちいずれか少ない方の金額		㉖ ㉒の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額		㉗ (㉕＋㉖)の金額		㉘ (㉒＋㉖－㉗)の金額 〔1,000円未満切捨て〕 赤字のときは0	
G23		G24		G25		G26		G27		G28	

(注) ㉚欄の金額を第5表の⑥又は⑩欄に転記します。